

県民健康管理調査に係る既存健診 対象外の県民に対する『健康診査』 避難区域外健診

【健診趣旨・健診実施期間について】

東日本大震災やその後の東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により、多くの福島県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、福島県では県民健康管理調査を実施しています。

この県民健康管理調査（長期にわたる県民の健康の見守り）の一環としてこれまで既存制度による健康診断、健康診査（以下「健診」）を受診する機会がなかった県民に対し健診機会を設けることにより、生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることを目的として実施しています。

【健診対象者】

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日時点で福島県に住民登録のある方
- (2) 健診を受ける機会のない方
- (3) 昭和 49 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた方
- (4) 平成 7 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた方で県に申し出をした方

当院でも積極的に『健康診査』に取り組んでおります。

詳しくは、受付までご相談ください。

岡ノ内クリニック